

がん診療連携拠点病院について

全国どこでも適切ながん医療が受けられる体制の整備に向けて、地域のがん診療の連携の拠点として地域のがん医療水準の引き上げを行う病院を「がん診療連携拠点病院」として指定している。

（現状）

- 都道府県に 1 か所程度の「都道府県がん診療連携拠点病院」と、二次医療圏に 1 か所程度（注）の「地域がん診療連携拠点病院」があり、都道府県の推薦に基づき厚生労働大臣が指定。4 年ごとに指定を更新。
- 平成 18 年 11 月現在 45 都道府県で指定。（179 病院）

（「がん診療連携拠点病院」の役割）

- 自らが、専門的ながん医療の提供等を行うとともに、
 - ・ 集学的治療（手術・抗がん剤・放射線治療等の組み合わせ）の実施
 - ・ 診療ガイドラインに準ずる標準的治療の実施
 - ・ 緩和ケアチームの設置による、切れ目のない緩和ケアの提供
 - ・ 院内がん登録の実施及び地域がん登録への協力
 - ・ 特定機能病院の場合は、複数種類の腫瘍に対する抗がん剤治療を行う機能を有する部門を設置。
- 地域の医療機関の情報を把握し、連携の拠点として、地域におけるがん医療提供体制の構築に寄与し、
 - ・ クリティカルパスの整備など地域の医療連携体制の構築
 - ・ 相談支援センターを設置し、地域のがん患者や家族に対し、がん医療に関する相談、個別の状況に応じた適切な医療機関の紹介、セカンドオピニオンを受けられる医師の紹介等を実施。
 - ・ 都道府県がん診療連携拠点病院の場合は、都道府県がん診療連携協議会を設置し、県内全域での調整を図る。
- 更に、地域の医療機関の医療従事者に対する研修を実施し、地域のがん医療を支える人材を育成する。
 - ・ 地域の医療機関・医師に対する公開カンファレンスや研修の実施
 - ・ 都道府県がん診療連携拠点病院の場合は、地域がん診療連携拠点病院の医療従事者に対する研修を実施。

（注）今般の医療制度改革により、平成 20 年度から、都道府県は二次医療圏という区域に限定せずに疾病ごとの医療連携体制の構築を進めるとされたため、二次医療圏単位の考え方を見直し「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」を改正する予定。

がん診療連携拠点病院制度のイメージ

厚生労働省

協力・支援

都道府県

国立がんセンター



がん対策情報センター



< 拠点病院の主要要件 >

- 集学的治療(手術・抗がん剤・放射線治療等の組み合わせ)の実施
 - 診療ガイドラインに準ずる標準的治療の実施
 - 緩和ケアチームの設置による、切れ目のない緩和ケアの提供
 - 腫瘍センターの設置(特定機能病院の場合のみ)
 - 地域の医療機関との密な医療連携体制(クリティカルパスの整備含む)
 - 相談支援センターの設置(セカンドオピニオンの提供含む)
 - 地域の医療機関・医師に対する公開カンファレンスや研修の実施
 - 院内がん登録の実施及び地域がん登録への協力
- などに加え、
- 要件を満たさないと判断される場合、指定を取り消すことができる
 - 指定については4年ごとに更新する

がん診療連携拠点病院の整備状況: 179カ所(平成18年11月現在)

